

○公 告

平成14年度随時実施技能検定を次のとおり行う。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の実施

受検の申請があったときは、随時実施する。

2 試験の区分及び内容

試験区分は、3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行う。

3 実施職種

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（3級については普通旋盤及びフライス盤に係るものに限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

4 実施期日

平成14年4月1日（月）から平成15年3月31日（月）までの間において別途指定する日

5 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知する。

6 実技試験問題の公表

長野県職業能力開発協会及び長野県社会部職業能力開発課で行う。

7 受検資格

(1) 3級の技能検定試験

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第45条及び職

業能力開発促進法施行規則（昭和44年厚生労働省令第24号。以下「規則」という。）
第64条の4の規定に該当する者のうち実施職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能
検定に合格した者

- (2) 基礎1級及び基礎2級の技能検定試験
法第45条及び規則第64条の5の規定に該当する者

8 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野字前沖940-5（郵便番号 380-0872）

（長野県信連電算センター1階）

長野県職業能力開発協会

電話番号 026 (234) 9050

（郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きすること。）

(3) 申請書の提出時期

随時

(4) 手数料

申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が通知する方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

検 定 職 種	金 額
さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金 めっき アルミニウム陽極酸化処理 仕上げ ダイカスト 機械保全 電子機器組立て 電気機器 組立て 冷凍空気調和機器施工 染色 ニット製品製造 紳 士服製造 帆布製品製造 布はく縫製 家具製作 建具製作 印刷 製本 プラスチック成形 強化プラスチック成形 石材施工 ハム・ソーセージ・ベーコン製造 水産練り製品 製造 建築大工 かわらぶき とび 左官 タイル張り 配 管 型枠施工 鉄筋施工 コンクリート圧送施工 防水施工 内装仕上げ施工 熱絶縁施工 サッシ施工 ウエルポイン ト施工 表装 塗装 工業包装	15,700円 （3級の試験 を在校生が受 検する場合に あつては、 10,500円）

機械検査 婦人子供服製造

13,000円
(3級の試験
を在校生が受
検する場合に
あっては、
8,700円)

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)
- b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

9 合格者の発表

合格者は、合格証書を送付して本人に通知する。

10 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会及び長野県社会部職業能力開発課で交付する(郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県職業能力開発協会あて申請すること。)

職業能力開発課

○公 告

平成14年度前期技能検定を次のとおり行う。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験区分

試験区分は、1級、2級、3級及び単一等級の技能検定とし、それぞれ実技試験及び学科試験を行う。

2 実施職種及び試験の期日

(1) 学科試験

検 定 職 種	期 日
金属熱処理 産業車両整備 光学機器製造（光学ガラス研磨に係るものに限る。） 布はく縫製（ワイシャツ製造に係るものに限る。） プラスチック成形（1級及び2級の圧縮成形及び射出成形に係るものに限る。） とび 防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事、シーリング防水工事及びFRP防水工事に係るものに限る。） 塗装（建築塗装及び金属塗装に係るものに限る。）	平成14年 8月25日 (日)
機械加工（普通旋盤、フライス盤、ボール盤、ジグ中ぐり盤、平面研削盤、円筒研削盤、数値制御旋盤、数値制御フライス盤、数値制御ボール盤及び精密器具製作に係るものに限る。） 鉄工（構造物鉄工に係るものに限る。） めっき（電気めっきに係るものに限る。） 電子機器組立て 建設機械整備 婦人子供服製造（婦人子供注文服製作に係るものに限る。） 木型製作 家具製作（家具手加工に係るものに限る。） 建具製作（木製建具手加工及び木製建具機械加工に係るものに限る。） 印刷（オフセット印刷に係るものに限る。） 左官 畳製作 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事及びボード仕上げ工事に係るものに限る。） 広告美術仕上げ（広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。）	平成14年 9月1日 (日)
造園 鑄造（鑄鉄鑄物鑄造に係るものに限る。） 放電加工 建築板金 工場板金（曲げ板金及び打出し板金に係るものに限る。） 仕上げ 電気機器組立て（配電盤・制御盤組立てに係るものに限る。） タイル張り 熱絶縁施工（保温保冷工事に係るものに限る。） 表装（壁装に係るものに限る。） 路面標示施工 フラワー装飾	平成14年 9月8日 (日)

(2) 実技試験

平成14年6月12日(水)から平成14年9月8日(日)までの間において別途指定する日に、上記学科試験と同一職種において実施する。

3 実施場所

別途長野県職業能力開発協会から通知する。

4 実技試験問題の公表

平成14年6月5日(水)から長野県職業能力開発協会及び長野県社会部職業能力開発課で行う(一部の職種を除く。)

5 受検資格

(1) 1級の技能検定試験

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第45条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和44年厚生労働省令第24号。以下「規則」という。)第64条の2の規定に該当する者

(2) 2級の技能検定試験

法第45条及び規則第64条の3の規定に該当する者

(3) 3級の技能検定試験
 法第45条及び規則第64条の4の規定に該当する者

(4) 単一等級の技能検定試験
 法第45条及び規則第64条の6の規定に該当する者

6 受検手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

(2) 書類の提出先

長野市大字南長野字前沖940-5 (郵便番号 380-0872)

(長野県信連電算センター1階)

長野県職業能力開発協会

電話番号 026 (234) 9050

(郵送による場合は書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書」と朱書きすること。)

(3) 受付期間

平成14年4月4日(木)から平成14年4月17日(水)まで

(郵送による場合は、平成14年4月17日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

(4) 手数料

1級、2級、3級及び単一等級ともに、申請書を提出する際に、長野県職業能力開発協会が通知する方法によって手数料を納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

ア 学科試験

3,100円

イ 実技試験

(ア) 1級、2級、3級(在校生が受検する場合を除く。)及び単一等級

検 定 職 種	金 額
造園 鋳造 金属熱処理 機械加工 放電加工 鉄工 建築 板金 工場板金 めっき 仕上げ 電子機器組立て 電気機 器組立て 産業車両整備 光学機器製造 建設機械整備 布 はく縫製 木型製作 家具製作 建具製作 印刷 プラスチック成形 とび 左官 タイル張り 畳製作 防水施工 内装 仕上げ施工 熱絶縁施工 表装 塗装 路面標示施工 広告 美術仕上げ フラワー装飾	15,700円
婦人子供服製造	13,000円

(イ) 3級(在校生が受検する場合に限る。)

検 定 職 種	金 額
造園 金属熱処理 機械加工 めっき 電子機器組立て と び 内装仕上げ施工 広告美術仕上げ	10,500円

(注) 「在校生」とは、次に掲げる者をいう。

- a 法第15条の6第1項各号に掲げる施設、法第25条の規定により設置された職業訓練施設又は法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において訓練を受けている者(規則第9条に規定する短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者その他知事が別に定める者を除く。)
- b 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)、大学若しくは高等専門学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法第83条第1項に規定する各種学校に在学する者

7 合格者の発表

平成14年10月8日(火)に県庁東側掲示板、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターに掲示するほか、合格者には直接通知する。

8 その他

申請書の用紙及び受検案内は、長野県職業能力開発協会、長野県社会部職業能力開発課、技術専門校、長野県認定の職業能力開発校及び雇用・能力開発機構職業能力開発促進センターで交付する(郵送を希望する場合は、切手140円相当分を同封の上、長野県職業能力開発協会あて申請すること。)

職業能力開発課

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年2月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 シャイン
- 3 代表者の氏名
中村 彰
- 4 主たる事務所の所在地
上田市大手2丁目6番28号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、児童、高齢者及び障害児者等社会的弱者を含む全ての市民に対し、支援を必要としている人たちの福祉増進、権利擁護に関する支援体制の構築、並びに児童虐待、女性虐待等の人権侵害の防止に関する事業を実施し、以って地域福祉の向上と自立した市民がお互いに手をさしのべられるような社会の構築に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年2月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 長野大学ボランティアセンターふらっと
- 3 代表者の氏名
高橋 幹 智
- 4 主たる事務所の所在地
上田市下之郷658-1 長野大学ボランティアセンター

5 定款に記載された目的

この法人は、地域での生活に支障のある方々も、住み慣れた生活の場でゆとりを持って安心かつ充実した暮らしを営めるような地域づくりを目指して、ボランティア活動の振興及び在宅福祉サービスに関する事業を行い、もって地域福祉の向上に寄与する事を目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友上山田店
更級郡上山田町大字上山田字神戸880-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成13年9月27日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により上山田町から聴取した意見の概要
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要
意見書の提出なし
- 6 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年3月4日から平成14年4月4日まで

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ中野店
中野市大字吉田字柿ノ木726ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成13年9月27日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により中野市から聴取した意見の概要
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要
意見書の提出なし
- 6 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県北信地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年3月4日から平成14年4月4日まで

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告し、これらの意見を縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友更埴粟佐店
更埴市粟佐1201ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱エス・エス・ブイ
長野市川中島町御厨石河原37
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成13年7月23日
- 4 大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により更埴市から聴取した意見の概要
意見なし
- 5 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により居住者等から提出された意見の概要
意見書の提出なし
- 6 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年3月4日から平成14年4月4日まで

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定による県の意見の概要を、同条第6項の規定により次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
伊那インターショッピングモール
上伊那郡南箕輪村字三本木8304-265ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
㈱吉川屋
伊那市大字伊那1944
- 3 意見の対象となった届出に係る公告年月日
平成13年7月23日
- 4 県の意見の概要
出入口No.3は、村道の交差点に近く、交通事故の発生が懸念されるので、位置について見直しされたい。
- 5 意見書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県上伊那地方事務所商工課
- 6 縦覧の期間
平成14年3月4日から平成14年4月4日まで

産業振興課

○公 告

平成14年2月26日、長野県下水内中部土地改良区の定款変更を認可した。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

土地改良課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
上田都市計画道路 3・4・9号中常田小牧線
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び上田市役所

都市計画課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

松本都市計画道路 3・4・47号芳野双葉線
3・4・48号平田野溝線
3・4・49号平田駅東口線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び松本市役所

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画道路 3・4・21号野村通線

2 都市計画の図書の縦覧場所

長野県土木部都市計画課及び塩尻市役所

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画通路 1号広丘駅東西自由通路
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び塩尻市役所

都 市 計 画 課

○公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯田都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催する。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 日 時 平成14年3月19日（火）午後1時から
 - (2) 場 所 飯田市役所 飯田市大久保町2534番地
- 2 都市計画の変更案の概要
 - (1) 都市計画道路の変更案
飯田都市計画道路 3・3・4号羽場大瀬木線
昭和62年長野県告示第833号の土地の区域のうち、飯田市羽場町4丁目、松川町及び鼎切石の各一部を変更する。（別紙素案のとおり）

(2) 変更案の閲覧

この変更案は、公述申出に係る下記の期間中に提出先において閲覧に供する。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書(以下「公述申出書」という。)を提出すること。

(1) 提出期間

公告の日から平成14年3月12日(火)まで(郵送の場合も、同日までに到着したものに限り。)とする。

(2) 提出先

長野県土木部都市計画課、長野県飯田建設事務所管理計画課又は飯田市建設部管理計画課

(3) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知する。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先に行うこと。

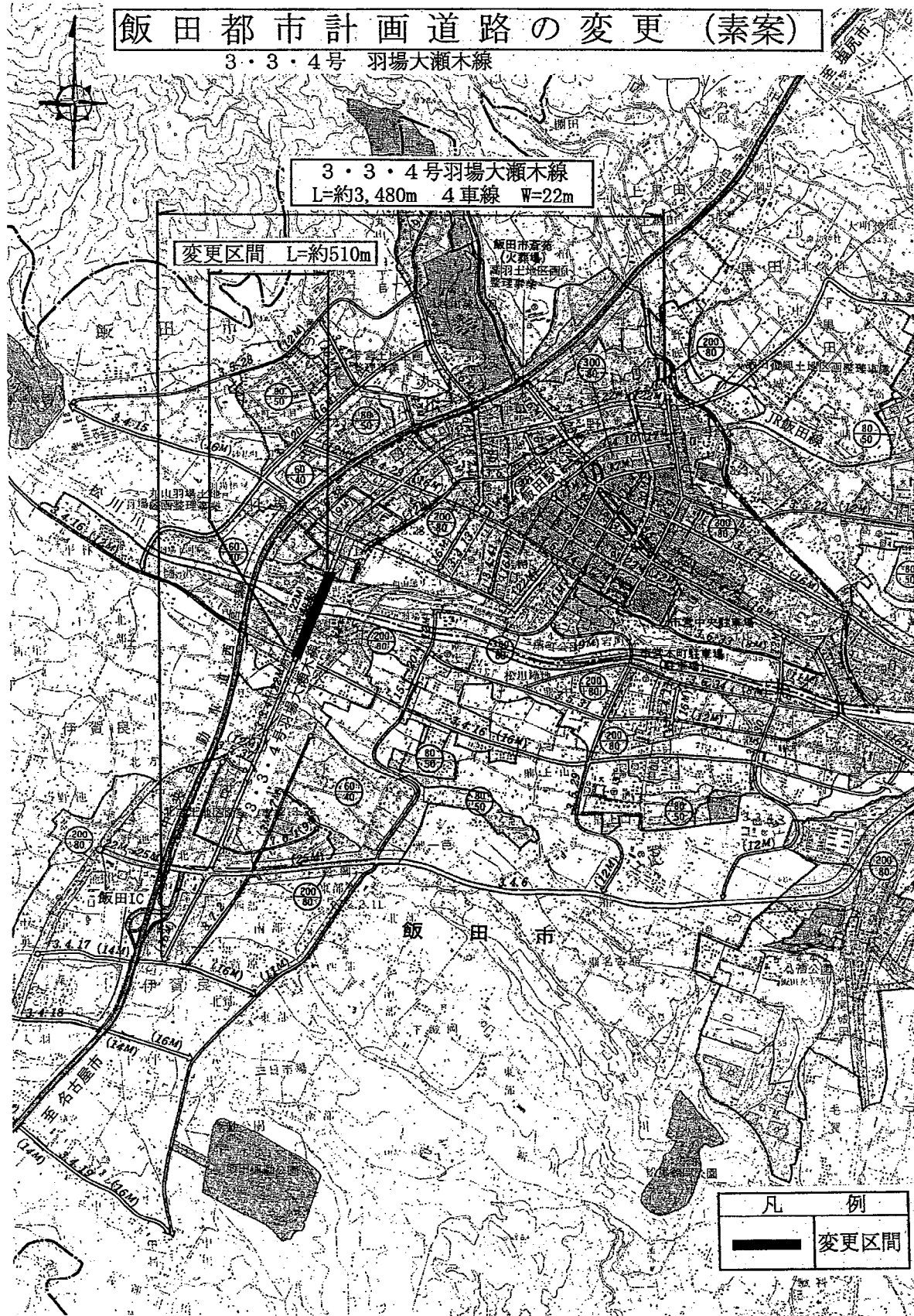
(別紙)

飯田都市計画道路の変更(素案)

3・3・4号 羽場大瀬木線

3・3・4号羽場大瀬木線
L=約3,480m 4車線 W=22m

変更区間 L=約510m



(別紙様式)

(整理番号)

出 書

公 述 申

飯田都市計画道路に関する都市計画の変更案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

平成14年 月 日

長野県知事 田中康夫 殿

公述申出人
住 所 〒

ふりがな
氏 名

(電話)

意見の要旨

- (備考)
- 1 意見の要旨は400字以内とし、簡潔にまとめてください。
 - 2 区域、位置等を特定して意見を公述しようとする場合は、その区域、位置等が容易に判読でききよう、縮尺3,000分の1以上の位置図を添付してください。
 - 3 自治会、組合、団体等の組織を代表して公述しようとするときは、その旨を明記してください。

(注) 用紙はA4判横長の横書き左とじとします。

都市計画課

○公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成14年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第15条の17第1項の規定により財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 試験の期日、時間、試験地、試験場及び科目

(1) 二級建築士試験

期 日 及 び 時 間	試験地	試 験 場	科 目	
平成14年7月7日（日） 午前10時から午後5時10分 まで	松本市	信州大学共通教育センター （松本市旭3-1-1）	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成14年9月29日（日） 午前11時30分から午後4時 まで	松本市	信州大学共通教育センター （松本市旭3-1-1）	設 計 製 図	

(2) 木造建築士試験

期 日 及 び 時 間	試験地	試 験 場	科 目	
平成14年7月28日（日） 午前10時から午後5時10分 まで	長野市	長野工業高等専門学校 （長野市徳間716）	学 科	建築計画 建築法規 建築構造 建築施工
平成14年10月13日（日） 午前11時30分から午後4時 まで	長野市	長野工業高等学校 （長野市差出南3-9-1）	設 計 製 図	

2 受験申込手続

(1) 受験申込用紙及び受験要領は、平成14年4月1日(月)から社団法人長野県建築士会及び同各支部において配布する。

(2) 受験申込書の受付期間、時間及び受付場所

受付期間及び時間	受付場所
平成14年4月8日(月)から 4月12日(金)まで 午前10時から午後4時まで	長野県勤労者福祉センター (長野市旭町1108)
	社団法人長野県建築士会松筑支部 (松本市島立1020 長野県松本合同庁舎内)

3 合格者の発表

平成14年12月中旬

なお、学科試験については、平成14年9月上旬に発表する。

4 その他

受験申込用紙の配布等この試験について不明な点は、財団法人建築技術教育普及センター関東支部(東京都中央区京橋2-14-1 兼松ビルディング内 電話 03-5524-2176)又は社団法人長野県建築士会若しくは同各支部に問い合わせること。

建築管理課

○公 告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成14年3月4日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 伊那市大字伊那3831
- (2) 建築主氏名 医療法人聖山会 理事長 高橋重丈
- (3) 用途地域 第一種低層住居専用地域
- (4) 敷地面積 8,215.09平方メートル
- (5) 主要用途 病院

(6) 構造及び階数 鉄骨造、地上2階建て

(7) 工事種別 増築

(8) 規模

	申請部分	申請以外の部分	合計
建築面積	2,020.22㎡	1,310.15㎡	3,330.37㎡
延べ面積	3,251.23㎡	2,042.56㎡	5,293.79㎡

(9) 建ぺい率 40.53パーセント 容積率 64.43パーセント

2 日 時 平成14年3月15日(金) 午後1時30分

3 場 所 長野県伊那合同庁舎 5階 講堂

建築管理課

○公 告

平成14年2月13日認可した駒ヶ根市による八百目地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年2月18日行った旨届出があった。

平成14年3月4日

長野県上伊那地方事務所長 小林 俊 規

農村整備課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年3月4日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 2 講習科目及び時間数

講 習 科 目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2 時 間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1 時 間

- 3 受講手続

- (1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

- (2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

- (3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

- 4 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行くこと。

別 表

受 講 対 象 者	講習会開催月日	時 間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有し、現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持する者であって、猟銃若しくは空気銃の所持の許可又は許可の更新を受けようとするもの	4月3日(水)	午後1時から 午後4時まで	望月会場	東 信
	4月10日(水)		伊那会場	南 信
	4月17日(水)		木曾会場	中 信

生活保安課

○公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催する。

平成14年3月4日

長野県公安委員会

- 1 講習会の受講対象者、日時、場所及び参集範囲
別表のとおりとする。
- 2 講習科目、時間数及び考查方法

講 習 科 目	時間数	考 査 方 法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3 時 間	講習終了後正誤式による考查を行う。 (所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2 時 間	

3 受講手続

(1) 受講の申込み

講習を受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもの）2枚を用意して、住所地を管轄する警察署長に申し込むこと。

(2) 申込書の受付期限

講習日の5日前までとする。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 受講当日は、筆記用具を携行すること。

(2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行うこと。

別表

受講対象者	講習会開催月日	時間	講習会場	参集範囲
長野県内に住所を有する者であって、猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの（現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。）	4月24日(水)	午前10時から 午後4時まで	長野会場	県下一円

生活保安課